

令和元年12月5日

令和元年広島県議会12月定例会議案（その1）

広島県

令和元年広島県議会12月定例会議案目次（その1）

県第96号	令和元年度広島県一般会計補正予算（第3号）	1
県第97号	令和元年度広島県県営林事業費特別会計補正予算（第1号）	11
県第98号	令和元年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算（第1号）	14
県第99号	令和元年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算（第2号）	18
県第100号	令和元年度広島県病院事業会計補正予算（第1号）	21
県第101号	令和元年度広島県工業用水道事業会計補正予算（第2号）	22
県第102号	令和元年度広島県土地造成事業会計補正予算（第1号）	24
県第103号	令和元年度広島県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）	26
県第104号	令和元年度広島県流域下水道事業会計補正予算（第2号）	28

県第96号議案

令和元年度広島県一般会計補正予算（第3号）

令和元年度広島県一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 824,402千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,070,801,259千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和元年12月5日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		144,701,113	96,077	144,797,190
	1 国庫負担金	99,597,763	96,077	99,693,840
12 繰入金		38,779,813	728,325	39,508,138
	2 基金繰入金	38,411,525	728,325	39,139,850
歳 入 合 計		1,069,976,857	824,402	1,070,801,259

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		2,057,121	5,477	2,062,598
	1 議会費	2,057,121	5,477	2,062,598
2 総務費		60,756,567	39,006	60,795,573
	1 総務管理費	33,261,757	13,313	33,275,070
	2 企画費	7,070,136	10,167	7,080,303
	3 地域振興費	5,953,293	3,235	5,956,528
	4 徴税費	9,555,693	8,408	9,564,101
	5 選挙費	2,163,535	119	2,163,654
	6 防災費	1,684,946	1,682	1,686,628
	7 統計調査費	651,217	920	652,137
	8 人事委員会費	195,741	622	196,363
	9 監査委員費	220,249	540	220,789
3 民生費		130,121,753	12,090	130,133,843
	1 社会福祉費	94,997,629	6,765	95,004,394
	2 児童福祉費	31,943,895	5,325	31,949,220
4 衛生費		81,598,036	14,308	81,612,344
	1 公衆衛生費	60,359,789	1,725	60,361,514
	2 環境衛生費	2,428,570	1,089	2,429,659
	3 環境保全費	5,334,194	2,000	5,336,194

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 保健所費	1,768,459	6,076	1,774,535
	5 医薬費	9,121,494	3,418	9,124,912
5 労働費		3,374,705	4,154	3,378,859
	1 労政費	372,278	619	372,897
	2 職業訓練費	2,211,870	2,691	2,214,561
	3 雇用対策費	634,794	498	635,292
	4 労働委員会費	155,763	346	156,109
6 農林水産業費		29,264,735	20,449	29,285,184
	1 農業費	6,789,994	9,662	6,799,656
	2 畜産業費	1,207,757	2,474	1,210,231
	3 水産業費	2,744,787	1,310	2,746,097
	4 農地費	8,124,481	2,916	8,127,397
	5 林業費	10,397,716	4,087	10,401,803
7 商工費		55,764,372	34,168	55,798,540
	1 商業費	2,412,753	5,241	2,417,994
	3 観光費	848,056	28,927	876,983
8 土木費		109,991,632	20,404	110,012,036
	1 土木管理費	10,905,895	11,360	10,917,255
	2 道路橋梁費	44,481,951	2,793	44,484,744
	3 河川海岸費	37,344,343	1,446	37,345,789
	5 都市計画費	6,822,801	4,694	6,827,495

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 住宅費	39,769	53	39,822
	7 空港費	1,163,577	58	1,163,635
9 警察費		63,374,851	189,784	63,564,635
	1 警察管理費	59,258,649	189,784	59,448,433
10 教育費		197,371,978	484,562	197,856,540
	1 教育総務費	27,792,816	8,152	27,800,968
	2 小学校費	57,009,916	203,700	57,213,616
	3 中学校費	33,337,095	105,082	33,442,177
	4 高等学校費	52,733,526	117,330	52,850,856
	5 特別支援学校費	16,318,126	47,785	16,365,911
	7 社会教育費	1,303,195	2,513	1,305,708
歳 出 合 計		1,069,976,857	824,402	1,070,801,259

第2表 繰越明許費補正

(追加及び変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
6 農林水産業費			785,427	2,236,294
	3 水産業費		0	131,828
		漁港改修費	0	106,628
		漁港海岸保全施設整備費	0	25,200
	4 農地費		105,000	588,289
		かんがい排水事業費	0	52,500
		圃場整備事業費	0	173,250
		畑地帯総合整備事業費	0	52,500
		海岸保全施設等維持補修費	0	19,783
		溜池等整備事業費	105,000	290,256
	5 林業費		680,427	1,516,177
		山地治山事業費	269,220	623,335
治山激甚災害対策特別緊急事業費		238,381	720,016	
8 土木費			1,052,000	4,925,455
	1 土木管理費		0	44,235
		建築物耐震化促進事業費	0	44,235
	2 道路橋梁費		0	992,800

(単位：千円)

款	項	事業名	金額		
			補正前	補正後	
		道路災害防除費	0	265,800	
		交通安全施設費（補助）	0	31,000	
		道路改良費（補助）	0	696,000	
	3 河川海岸費			1,052,000	2,429,520
		河川改修費	27,000	783,000	
		河川情報基盤緊急整備事業費	0	4,000	
		堰堤改良事業費	0	252,000	
		市町土木工事受託費（河川）	0	97,000	
		通常砂防費（補助）	0	172,830	
		急傾斜地崩壊対策事業費（補助）	0	65,100	
		砂防災害関連事業費	0	30,590	
	4 港湾費			0	1,458,900
		港湾改修費	0	1,094,400	
港整備交付金事業費		0	364,500		
10 教育費			0	385,000	
	6 大学費		0	385,000	
		施設整備費	0	385,000	
11 災害復旧費			0	426,827	
	1 農林水産施設災害復旧費		0	313,500	

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
		過年発生災害農林水産施設復旧費	0	313,500
	2 土木施設災害復旧費		0	113,327
		現年発生災害土木施設復旧費（補助）	0	113,327
合	計		1,837,427	7,973,576

第3表 債務負担行為補正

(追加及び変更)

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
施設内訓練民間活力導入事業	—	—	令和2年度	46,460
離転職者委託訓練事業	令和2年度	76,967	令和2年度から 令和4年度まで	339,194

第4表 地方債補正

(変更)

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
補助災害復旧事業	17,031,200	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	17,031,200	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。) 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
単独災害復旧事業	717,900	同	同上	同上	717,900	同	同上	同上
合併特例事業	1,389,300	同	同上	同上	1,389,300	同	同上	同上
防災対策事業	17,085,300	同	同上	同上	17,085,300	同	同上	同上
地方道路等整備事業	12,591,700	同	同上	同上	12,591,700	同	同上	同上
合計	147,481,500				147,481,500			

県第97号議案

令和元年度広島県営林事業費特別会計補正予算（第1号）

令和元年度広島県営林事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称等）

第1条 「平成31年度広島県営林事業費特別会計予算」の名称を「令和元年度広島県営林事業費特別会計予算」とする。

2 令和元年度広島県営林事業費特別会計予算中の平成31年度以降の元号表示を「令和」とする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 98千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 591,940千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月5日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営林事業費収入		591,842	98	591,940
	2 財産収入	347,908	98	348,006
歳 入 合 計		591,842	98	591,940

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営林事業費		591,842	98	591,940
	1 県営林事業費	591,842	98	591,940
歳 出 合 計		591,842	98	591,940

県第98号議案

令和元年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算（第1号）

令和元年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称等）

第1条 「平成31年度広島県港湾特別整備事業費特別会計予算」の名称を「令和元年度広島県港湾特別整備事業費特別会計予算」とする。

2 令和元年度広島県港湾特別整備事業費特別会計予算中の平成31年度以降の元号表示を「令和」とする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 230千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,194,201千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和元年12月5日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 港湾特別整備事業収入		13,193,971	230	13,194,201
	2 使用料及び手数料	2,586,987	230	2,587,217
歳 入 合 計		13,193,971	230	13,194,201

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 港湾特別整備事業費		13,193,971	230	13,194,201
	2 広島港費	4,375,840	105	4,375,945
	3 福山港費	285,045	125	285,170
歳 出 合 計		13,193,971	230	13,194,201

第2表 繰越明許費			(単位：千円)
款	項	事業名	金額
1 港湾特別整備事業費			650,000
	2 広島港費		650,000
		臨海土地造成事業費	650,000
合 計			650,000

県第99号議案

令和元年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算（第2号）

令和元年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,441千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,041,116千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月5日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営住宅事業収入		5,039,675	1,441	5,041,116
	2 使用料及び手数料	3,197,225	1,441	3,198,666
歳 入 合 計		5,039,675	1,441	5,041,116

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営住宅事業費		3,858,148	1,441	3,859,589
	1 県営住宅事業費	3,858,148	1,441	3,859,589
歳 出 合 計		5,039,675	1,441	5,041,116

令和元年度広島県病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和元年度広島県病院事業会計補正予算（第1号）は、次条以下に定めるところによる。

（予算の名称等）

第2条 「平成31年度広島県病院事業会計予算」の名称を「令和元年度広島県病院事業会計予算」とする。

2 令和元年度広島県病院事業会計予算（以下「予算」という。）中の平成31年度以降の元号表示を「令和」とする。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
支 出			
第1款 病 院 事 業 費 用	26,268,876 千円	45,363 千円	26,314,239 千円
第1項 医 業 費 用	25,697,966 千円	45,363 千円	25,743,329 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第7条列記中職員給与費「13,092,753千円」を「13,138,116千円」に改める。

令和元年12月5日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

県第101号議案

令和元年度広島県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和元年度広島県工業用水道事業会計補正予算（第2号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和元年度広島県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業			
太田川東部工業用水道事業	678,563 千円	54 千円	678,617 千円
沼田川工業用水道事業	681,291 千円	53 千円	681,344 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
支 出			
第1款 工 業 用 水 道 事 業 費 用	2,937,139 千円	782 千円	2,937,921 千円
第1項 営 業 費 用	2,779,590 千円	782 千円	2,780,372 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 736,773千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 135,861千円、過年度分損益勘定留保資金 86,871千円及び当年度分損益勘定留保資金 514,041千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	2,956,260 千円	107 千円	2,956,367 千円
第1項 建 設 改 良 費	2,357,710 千円	107 千円	2,357,817 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第8条列記中職員給与費「268,903千円」を「269,792千円」に改める。

令和元年12月5日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

令和元年度広島県土地造成事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和元年度広島県土地造成事業会計補正予算（第1号）は、次条以下に定めるところによる。

（予算の名称等）

第2条 「平成31年度広島県土地造成事業会計予算」の名称を「令和元年度広島県土地造成事業会計予算」とする。

2 令和元年度広島県土地造成事業会計予算（以下「予算」という。）中の平成31年度以降の元号表示を「令和」とする。

（業務の予定量の補正）

第3条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(2) 土 地 造 成 事 業			
土 地 造 成 事 業 費	993,750 千円	75 千円	993,825 千円
本 郷 地 区 土 地 造 成	859,378 千円	75 千円	859,453 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第4条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
支 出			
第1款 土 地 造 成 事 業 費 用	408,002 千円	233 千円	408,235 千円
第1項 営 業 費 用	326,132 千円	233 千円	326,365 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第5条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 150,424千円は、過年度分損益勘定留保資金 150,424千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	6,712,179 千円	75 千円	6,712,254 千円
第1項 土 地 造 成 費	993,750 千円	75 千円	993,825 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第6条 予算第7条列記中職員給与費「82,485千円」を「82,793千円」に改める。

令和元年12月5日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

県第103号議案

令和元年度広島県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和元年度広島県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和元年度広島県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業			
広島水道用水供給施設建設事業	4,432,618 千円	441 千円	4,433,059 千円
広島西部地域水道用水供給施設建設事業	461,326 千円	73 千円	461,399 千円
沼田川水道用水供給施設建設事業	1,011,030 千円	50 千円	1,011,080 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
支 出			
第1款 水 道 用 水 供 給 事 業 費 用	9,402,866 千円	1,785 千円	9,404,651 千円
第1項 営 業 費 用	8,679,024 千円	1,785 千円	8,680,809 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 4,677,641千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 435,677千円、建設改良積立金 1,119,522千円、過年度分損益勘定留保資金 1,168,195千円及び当年度分損益勘定留保資金 1,954,247千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	7,993,169 千円	564 千円	7,993,733 千円
第1項 建 設 改 良 費	5,906,894 千円	564 千円	5,907,458 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第8条列記中職員給与費「724,632千円」を「726,981千円」に改める。

令和元年12月5日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

令和元年度広島県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和元年度広島県流域下水道事業会計補正予算（第2号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和元年度広島県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 建設改良事業			
太田川流域下水道建設事業	1,058,900 千円	85 千円	1,058,985 千円
芦田川流域下水道建設事業	1,774,000 千円	107 千円	1,774,107 千円
沼田川流域下水道建設事業	1,406,800 千円	99 千円	1,406,899 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
支 出			
第1款 流域下水道事業費用	8,763,372 千円	180 千円	8,763,552 千円
第1項 営業費用	8,407,957 千円	180 千円	8,408,137 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 99,376千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額99,376千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
支 出			
第1款 資本的支出	5,806,138 千円	291 千円	5,806,429 千円
第1項 建設改良費	4,239,700 千円	291 千円	4,239,991 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第9条列記中職員給与費「245,427千円」を「245,898千円」に改める。

令和元年12月5日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦